

カ・7・1（有効・保存期間：令和10年12月末）

一般（捜一）第102号  
令和5年9月11日

各所属長殿

刑事部長

山形県警察性犯罪指定捜査員の指定手続き等について（通達）

性犯罪捜査における基本方針等については、「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の更なる推進について」（令和5年9月11日付け一般（捜一、刑企）第101号）により示達したところであるが、同通達で示した性犯罪指定捜査員の指定手続き等については以下のとおりとするので、効果的な運用に努められたい。

なお、「山形県警察性犯罪指定捜査員の指定について」（令和2年1月20日付け一般（捜一）第5号）は、令和5年9月11日限り、無効とする。

記

## 1 性犯罪指定捜査員の指定等

### (1) 性犯罪指定捜査員の指定

性犯罪指定捜査員は、年度ごと、捜査第一課長において、警察本部及び警察署の警察官から適任者を選定し、本職が指定する。

なお、各警察署の性犯罪指定捜査員の指定に当たっては、捜査過程において性犯罪の被害者が希望する性別の警察官が対応できるよう、男性及び女性の双方を指定する。

捜査第一課長は、年度ごと「性犯罪指定捜査員名簿」（別記様式1号）を作成の上、管理する。

### (2) 新任指定捜査員の研修・教養

性犯罪指定捜査員に新規指定された者は、指定後速やかに、次の事項について研修・教養を受けること。

ア 性犯罪の被害者からの事情聴取、証拠採取等に係る留意事項

イ 性犯罪の被害者を立会人とした実況見分、被害状況の再現等（以下「実況見分等」という。）に係る留意事項

ウ 性犯罪の被害者の心理状態に係る知識

エ 二次的被害の防止に係る知識

オ 性感染症等に係る知識

カ 被害者支援制度に係る知識

キ 関係機関との連携に係る知識

## 2 性犯罪指定捜査員の任務

性犯罪指定捜査員は、性犯罪捜査に係る知見に基づき、次の事項について、自ら実施するほか、他の捜査員への指導・助言を行う。

- (1) 性犯罪の被害者からの事情聴取、証拠採取等
- (2) 性犯罪の被害者を立会人とした実況見分等
- (3) 性犯罪の被害者に対する刑事手続や被害者支援制度等についての説明
- (4) その他、性犯罪捜査を適切に推進する上で必要となる活動

## 3 性犯罪指定捜査員に対する研修・教養の実施

捜査第一課長は、性犯罪指定捜査員の能力の維持・向上に向けた研修・教養を継続的に行うこと。

(担当) 捜査第一課 性犯罪捜査指導係 課長補佐